

別表第2（第2条関係）

【難病患者等】日常生活用具の種目及び性能

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【介護・訓練支援用具】				
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	154,000 円	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	10 年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	100,000 円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5 年
特殊尿器	自力で排尿できない者	67,000 円	尿が自動的に吸収されるもので、難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	15,000 円	介護者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5 年
移動用リフト（昇降機）	下肢又は体幹機能に障がいのある者	200,000 円	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8 年
訓練用ベット	下肢又は体幹機能に障がいのある者	159,200 円	腕、脚等の訓練ができる器具を備えたもの	8 年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【自立生活支援用具】				
入浴補助用具	入浴に介護を要する者	90,000 円 ※種類の異なる複数の商品を給付する場合は、初回購入から5年の期間内に購入する合計額とする。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5 年 ただし、給付した商品ごとに購入日から適用する。
便器	常時介護を要する者	4,450 円 手すり付 15,000 円	難病患者等が容易に使用し得るもの。	8 年
温水洗浄便座操作パネル	上肢機能に障がいのある者	21,600 円	障がい児・者が容易に使用し得るものであって、排泄の自立が図られるもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	5 年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【自立生活支援用具】				
移動支援用具	下肢が不自由な者	60,000 円 ※種類の異なる複数の商品を給付する場合は、初回購入から8年の期間内に購入する合計額とする。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障がい児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8年 ただし、給付した商品ごとに購入日から適用する。
自動消火器	火災発生の感知及び非難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	24,200 円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年 ※消火器に定められた使用期限を過ぎた場合はこの限りではない。

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【在宅療養等支援用具】				
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある者	36,000 円	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいがある者	56,400 円	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
ネブライザー（吸入器）付電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいがある者	73,440 円	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。 ※ネブライザー（吸入器）及び電気式たん吸引器単体との併給は不可	5年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	157,500 円	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	5年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【住宅改修費】				
居宅生活動作補助 用具	下肢、体幹機能又 は視覚に障がいのある者	200,000 円	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 【住宅改修の範囲】 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の変更 ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	-